

令和5年定例会 5月特別議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和5年5月12日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和5年2月2日～令和5年5月11日

日時	活動区分	内 容	頁
2. 2 (木) 11:11～11:37	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2月定期議会中における調査事項について ■ 予算審査特別委員会における委員長の選任について ■ 2月定期議会に係る委員会調査報告書について <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名</p>	—
2. 13(月) 10:00～16:20	所管事務調査① (議案調査等)	<p>《総務部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて ■ 登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について ■ 字の区域を新たに画することについて ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算(第10号) ■ 令和4年度登米市土地取得特別会計補正予算(第2号) ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米山地区公共施設複合化整備事業の概要について <p>《上下水道部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について ■ 登米市下水道条例の一部を改正する条例について ■ 令和4年度登米市水道事業会計補正予算(第7号) ■ 令和4年度登米市下水道事業会計補正予算(第5号) <p>《消防本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算(第10号) ■ 令和5年度登米市一般会計予算 <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名 総務部 平山部長ほか11名 上下水道部 佐藤部長ほか6名 消防本部 大森消防長ほか6名</p>	—

日時	活動区分	内 容	頁
2.13(月) つづき	協 議	《委員のみ》 ■陳情・要望について ■令和4年度意見募集の実施報告について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
2.22(水) 9:58~16:16	所管事務調査② (議案調査等)	《まちづくり推進部・総務部》 ■登米市登米地場産業振興の館条例の一部を改正する条例について ■登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について ■令和4年度登米市一般会計補正予算(第10号) ■迫にぎわいセンターの所管替えについて 《総務部》 ■令和5年度登米市一般会計予算 ■令和5年度登米市土地取得特別会計予算 ■米山地区公共施設複合化整備事業の概要等について ■長期財政計画(財政見通し)について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名 総務部 平山部長ほか12名	6 ・ 11
	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について ■令和4年度意見募集 市民意見の取扱いについて 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
2.28(火) 9:29~15:40	所管事務調査③ (議案調査等)	《会計課・契約検査室》 ■令和5年度登米市一般会計予算 ■入札契約監視委員会の運営状況について 《上下水道部》 ■令和5年度登米市水道事業会計予算 ■令和5年度登米市下水道事業会計予算 ■下水道事業の経営戦略について 《まちづくり推進部》 ■令和5年度登米市一般会計予算 〔出席者〕須藤委員長ほか委員6名 会計課・契約検査室 佐藤会計管理者ほか5名 上下水道部 佐藤部長ほか6名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名	—

日時	活動区分	内 容	頁
2.28(火) つづき	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
3.3(金) 16:02~16:34	所管事務調査④	《総務部》 ■米山地区公共施設複合化整備事業の概要について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員6名 総務部 平山部長ほか5名	16
3.8(水) 9:59~10:10	所管事務調査⑤ (議案調査)	《総務部》 ■宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について ■宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について ■宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について ■令和4年度登米市一般会計補正予算(第11号) 〔出席者〕須藤委員長ほか委員5名 総務部 平山部長ほか8名	—
3.22(水) 10:31~14:20	所管事務調査⑥ (議案調査等)	《消防本部》 ■令和4年度登米市一般会計予算について ■「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について 《まちづくり推進部》 ■令和4年度登米市一般会計予算について 《総務部》 ■令和4年度登米市一般会計予算について ■令和5年度登米市一般会計予算について 《上下水道部》 ■令和4年度登米市水道事業会計予算について ■下水道事業の経営戦略について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 消防本部 大森消防長ほか6名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名 総務部 平山部長ほか9名 上下水道部 佐藤部長ほか6名	—
	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—

日時	活動区分	内 容	頁
4.14(金) 9:58~11:48	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について ■引継調査事項について [出席者] 須藤委員長ほか委員7名	—
4.21(金) 15:00~16:30	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書(案)について ■引継調査事項(案)について [出席者] 須藤委員長ほか委員7名	—

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和5年2月22日(水) 午前9時58分～午後0時 2分
午後1時00分～午後3時15分

2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室

3. 事 件：

<まちづくり推進部> 迫にぎわいセンターの所管替えについて

<総務部> 米山地区公共施設複合化整備事業の概要等について

4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、伊藤 栄、
氏家英人

(まちづくり推進部) 部長 永浦広巳、
次長兼地域デジタル推進監兼まちづくり推進課長 千葉昌彦、
観光シティプロモーション課長 伊藤宏一、
市民協働課長 佐々木美和、
まちづくり推進課主幹兼まちづくり推進係長 横澤正幸

(総務部) 部長 平山法之、理事兼政策推進監 小野寺憲司、
次長兼税務課長 佐藤 靖、
次長兼市長公室長兼生活経済支援推進本部事務局長 櫻 節郎、
危機管理監兼防災危機対策室長 脇本 章、
参事兼人事課長 幡江健樹、参事兼総務課長 新田公和、
参事兼財政経営課長 岩渕 治、
市長公室副参事兼室長補佐 遠藤林市、
総務課公共施設利活用専門監 福泉 淳、課長補佐 星名輝紀、
税務課収納対策専門監 及川貴之、
財政経営課長補佐兼財政一係長 菊地 満

(議会事務局) 主査 大久保潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■迫にぎわいセンターの所管替えについて

(概要)

迫にぎわいセンターは、平成 28 年 12 月議会において、商店街の振興及び活性化のために活用されておらず、公民館等と同様の使用状況になっていたことから、平成 29 年度からの指定管理が否決され、これまで直営管理を行っている。

今後の施設活用の方向性として、現在、市内民間施設を賃借し運営している「市民活動プラザ」として活用する検討がなされていることから、内容について調査したものを。

1. 迫にぎわいセンターの現状

(1) 使用状況

- ①直営管理となった平成 29 年 4 月からの使用状況は、文化的・生涯学習的利用が3分の2以上を占めている。
- ②例年、約 1,500 件・10,000 人の利用がある。
(参考：迫公民館 約 5,000 件・67,000 人)

(2) 管理体制

臨時職員（R 2 より会計年度任用職員）2名で対応（常駐1名）
※臨時職員の都合が悪い場合は担当課職員が対応

(3) 経費

(単位：千円)

	H29	H30	R 1	R 2	R 3
収入	703	598	652	458	669
支出	3,626	3,663	3,754	4,128	4,377

2. 市民活動支援センター（とめ市民活動プラザ）の現状

(1) 経緯

- ・平成 24 年 4 月
登米市まちづくり基本条例施行
「とめ市民活動プラザ」開所（場所：迫町佐沼字南元丁 41-5）
- ・平成 27 年 10 月
設置場所を、アルテラスおおあみ（場所：迫町佐沼字大網 390-15）に移転
- ・令和 2 年 4 月
NPO 法人とめタウンネットへ業務委託（～令和 4 年度（3 年間））

(2) 管理体制

- ①別記委託料を除く施設管理費は1,648千円（借上料・光熱水費・役務費・損害保険料）となっている。
- ②現在の業務委託契約では、マネージャー（施設長）1名、スタッフ2名の計3名体制で運営している。
※土日のみ2名体制で運営
- ③主な業務内容
 - ・市民活動に関する情報の収集、提供、発信業務
 - ・NPO、市民活動団体、コミュニティ組織等への支援業務
 - ・人づくり、人材育成支援業務
 - ・施設の運営に関する業務

(3) 経費（直近5年間の委託料）

（単位：千円）

委託料 の推移	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	13,392	13,228	13,618	13,618	13,618

3. 検討の経緯・メリット

検討の経緯

- 迫にぎわいセンターは平成28年12月議会において「**条例にある商店街の振興及び活性化に活用されていない（公民館・集会所と同様の使用状態）**」などと指摘を受け、平成29年度からの指定管理が否決。平成29年4月から直営管理を行っている。
- 平成29年3月に指定管理者であった「佐沼大通り商店街協同組合」が解散。平成29年10月に「登米市神社通り商店会」が設立されている。令和3年9月に「**登米市神社通り商店会**」へ**指定管理への意向を確認**したところ、従来の指定管理の形態（ほぼ施設管理だけ）ならば受託は可能だが、「**商店街振興に特化した施設の活用**ということであれば、**受託はできない**との回答があった。
- 現在は**施設貸与のみ**を行っている当該施設を、市内民間施設を賃借し運営している「**市民活動プラザ**」として活用することにより、市民活動への支援を展開するとともに、引き続き、**市民交流の場を提供**できる施設とする。
- 新たな施設は、市民活動プラザの運営業務とともに、**施設の利用申請の受付・許可及び利用料の収納業務**を行うことから、**指定管理者制度の導入**による管理運営形態とする。また、**関係機関への説明や看板等の移設**を行う必要があるため、**令和6年度からの運用開始**が適当と判断した。
- 想定経費（指定管理料）は単年度で16,241千円となり、現行経費より3,402千円が削減される見込み。

メリット

● 施設の活用方向性の確保

議会から指摘があった迫にぎわいセンターのあり方決定により、**施設の長期的な運営方針**が立てられる。

● 市民活動支援の拠点

これまで賃借により運営していた市民活動プラザを市所有の施設を利用することで、経費の節減に加え、**方向性の定まっていなかった施設の有効活用及び市民活動支援組織の活動拠点**とすることができる。

● 経費の節減(3,402千円)

直営によるにぎわいセンター経費（人件費）や市民活動プラザ貸貸関連経費の削減が図られる。

4. スケジュール

令和5年度中に関係条例を整備し、指定管理者の公募及び選定を行い、令和6年度からの稼働を目指す。

5. 施設移管に係る変更点

現 行

施設名称	迫にぎわいセンター	とめ市民活動プラザ
施設管理形態	直営	直営（施設借用） 運営業務委託
開館時間 休館日	9:00～22:00 12/29～1/3	10:00～18:00 12/29～1/3 毎週月曜日
施設貸与	有	有
使用料	有	無
施設管理 職員数	会計年度任用職員2名 ※常時1名配置	委託先スタッフ3名 ※常時2名以上配置
施設管理業務 （施設）	・施設借用申請受付 ・使用料徴収 ・施設清掃	・施設借用申請 ・施設設備管理
施設管理業務 （所管課）	・使用料収納 ・会計年度任用職員 休暇時の代替勤務 ・予算管理	・予算管理
夜間対応	有（隣人に鍵管理委託） 17:15～22:00	無
経費(R3)	4,377千円 ・会計年度職員 給与・手当 ・光熱水費・警備など	15,266千円 ・運営業務委託料 ・光熱水費、借上料など
関係法令	・迫にぎわいセンター条例 ・迫にぎわいセンター管理規則 ・公の施設の使用料の減免 等に関する規則	市民活動支援センター規則



R6移管後

とめ市民活動プラザ	施設名称
指定管理制度を導入	施設管理形態
9:00～21:00 12/29～1/3 毎週月曜日 条例による	開館時間 休館日
有※研修室1は事務室として使用 条例による	施設貸与
有（利用料:指定管理者の収入）	使用料
プラザスタッフ3名+シルバー人材1名を想定 指定管理提案による	施設管理 職員数
・プラザ運営業務 ・施設借用申請受付・許可 ・利用料徴収・清掃・小規模修繕 指定管理仕様による業務	施設管理業務 （施設）
・予算管理・大規模修繕 指定管理に係る業務	施設管理業務 （所管課）
有（シルバー委託）18:00～21:00 条例及び指定管理仕様による	夜間対応
16,241千円 ・プラザ業務委託費 ・光熱水費・警備など 指定管理 仕様及び 上限額による	経費
・市民活動支援センター条例 ・市民活動支援センター管理規則 ・公の施設の使用料の減免等に関する規則 ・公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 ・公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則	関係法令

（所 見）

当施設は平成28年12月議会において「条例にある商店街の振興及び活性化に活用されていない」などと指摘を受け、平成29年度からの指定管理が否決されて以来、直営管理を行っている。

現在は施設貸与のみを行っている当該施設であるが、市内民間施設を賃借し運営している「市民活動プラザ」として活用することにより、市民活動への支援を展開するとともに、引き続き市民交流の場を提供できる施設とすることで、新たな施設は、市民活動プラザの運営業務とともに、施設利用の受付・許可及び利用料の徴収業務を行うことから、指定管理者制度の導入による管理運営形態とする。また、関係機関への説明や看板等の移設を行う必要があるため、令

和6年度からの運用開始が適当と判断した。

想定経費は単年度で16,241千円となり、現行経費より3,402千円削減される見通しとのことであった。

施設の長期的な運営方針が立てられる事や、これまで賃借により運営していた市民活動プラザを市所有の施設を利用することで、経費節減に加え、方向性の定まっていなかった施設の有効活用及び市民活動支援組織の活動拠点とすることができる。さらには、直営によるぎわいセンター経費や市民活動プラザ賃貸関連経費の削減が図られるというメリットが挙げられた。

委員からは、市内民間施設管理者にしっかりと説明したのか、理解は得られているのかなどと意見があり、万全の準備の下で推進すべきとされた。

迫にぎわいセンター条例にある設置目的の商店街の振興及び活性化を図るとともに地域社会の発展に資することや、とめ市民活動プラザ規則にある自主的な取組を行う市民活動団体等を支援することにより、市民活動を活性化させ、市民と協働のまちづくりの推進を図ることに邁進されたい。

■米山地区公共施設複合化整備事業の概要等について

(概要)

現在、検討が進められている基本計画・基本設計の内容について調査したものの。

新複合施設での運営管理体制の検討

1. 複合施設の管理運営方針

【管理運営のコンセプト】

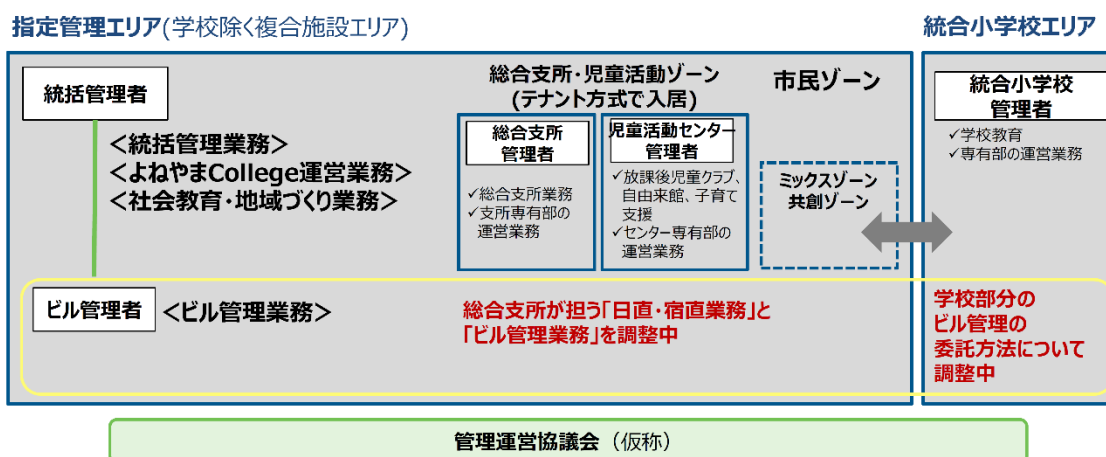
「複合化メリットを生み出すために、全体最適・新しい発想がかなう運営体制」

【管理運営の基本方針】

- ①複合化メリットを生かし、相互に連携を図りやすい一体化された管理運営
- ②市民や産業界の参画による、多様な活動と多世代の交流を促す管理運営
- ③管理等の一元化による、効果的・効率的な管理運営

2. 管理運営体制の検討 エリア管理の考え方

- 「統合小学校エリア」と「指定管理エリア（学校を除く複合施設エリア）」に区分
- 「総合支所」「児童活動センター」はテナント方式で複合施設に入居
- 「ミックスゾーン・共創ゾーン」は統括管理者の管理（指定管理エリア）とする



地域づくりの発展に向けた『よねやま College』の検討

1. 『よねやま College』の提案背景

■「地域づくり」の課題と求められる取組

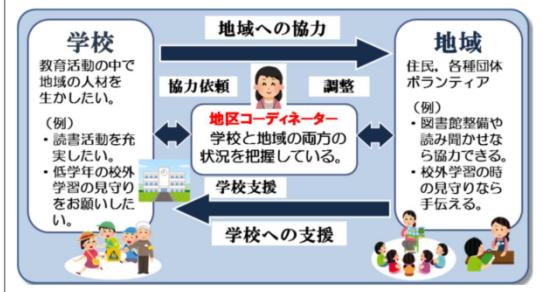
登米市総合計画で掲げられる課題

- ・ 事業参加者の固定化・関心の低下
- ・ ニーズの多様化・ライフスタイルの変化への対応
- ・ 学習成果を個人の生活や地域に還元できる機会の提供

求められる取組・機能

- ・ 高齢世代のみならず、若い世代、地元企業等、様々な背景を持った人々の参画を活性化する仕組み
- ・ 個人の学習成果を発信し、地域に還元する場の充実

■登米市学校・地域教育力向上対策事業について



出典：「登米市のコミュニティスクール」より

■コミュニティスクールの更なる発展が期待されている

(総合計画より)

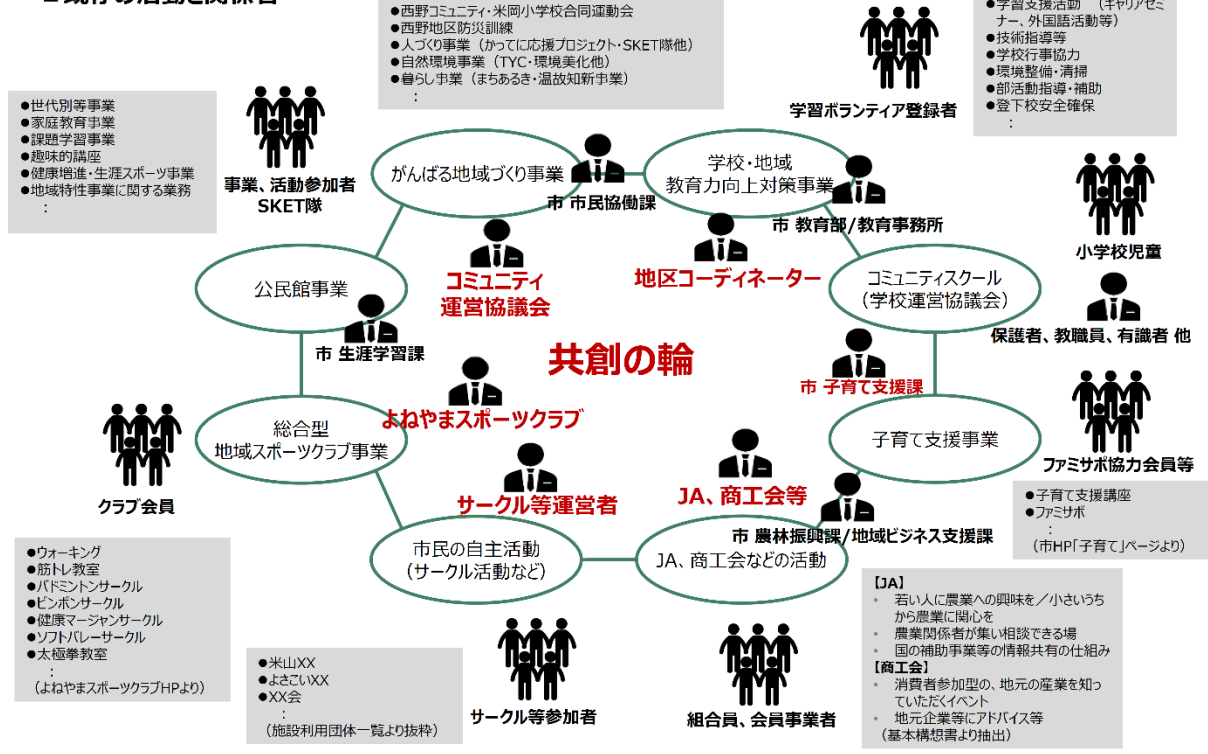
- ・ これまでのコミュニティ活動に加えて新たな地域活動を生むことによる地域活性化を期待
- ・ 地域ぐるみで子どもを育てるための社会教育の充実

※現在の主な活動内容 (H30年度)
 地区コーディネーターを中心に
 ・登下校安全確保 19,119人
 ・学習活動支援 2,355人
 ・環境整備・清掃 1,047人
 「スキルタイム」支援、キャリアセミナー等

2. 米山地区の「地域づくり」の関係者

これまで個々に活動していた団体が、複合施設ができることにより交流が生まれ、「共創の場」となるイメージ。

■既存の活動と関係者



交流拠点「ミックスゾーン」「共創ゾーン」「学校ゾーン」の検討

1. 多世代交流空間 創出に向けた機能の配置構成

ミックスゾーン

■ 多用途・高機能・共用ゾーン

市民・学校ゾーンの両方から利用可能
時間でシェアできる学び・活動の共用ゾーン
(学校優先予約管理・セキュリティ設備配備)

- アリーナ(体育館)
- キッチンスタジオ(調理実習室)
- 音楽スタジオ(音楽室)
- アートスタジオ(工作・理科室)

市民ゾーン

■ 様々な居場所を用意した、まちのリビング

市民 commons
(交流の場、静かなワークスペース)

- 多様な貸し室 道の駅との連携
- 総合支所 待合ロビー
- 児童活動センター

学校ゾーン

■ 子供たちの大きな家

「個別最適な学び」と
「協働的な学び」を育む、
快適な学び環境

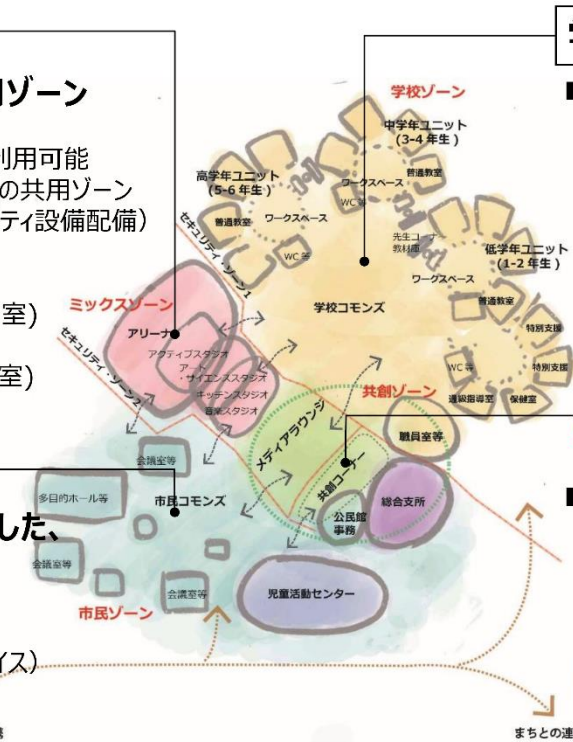
- 学年ユニット
- ワークスペース
- 学校 commons

共創ゾーン

■ 子供たちと地域の安心な大人が共創を育む場

学校・学習ボランティア・子育て家族・
行政(総合支所)・地域活動サークル・
地元産業が連携

- メディアラウンジ(学校図書館)
- 共創コーナー



2. 複合化のメリットを最大化する共創の場

「新しい時代の学び」を実現するための重要な視点

運営計画

地域の方々の「学びあい・支えあい」を育む地域づくりの仕組み
→「よねやまカレッジ」構想

建築計画(共創ゾーン)

地域や社会と連携・協働し、
ともに創造する共創空間を実現

1. メディアラウンジ(学校図書館)

自主的な個人の学びと
他学年や大人との学びの触れ合い

2. 共創コーナー

学び・地域づくりの共創拠点

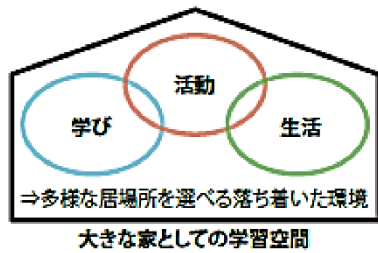


3. 学校ゾーン「学年ユニット」教室空間の考え方

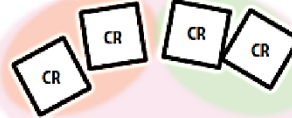
「新しい時代の学び」を実現するための重要な視点

【基本方針】子供たちの大きな家

1. 複数クラスのメリットを生かし、複数学年をつなぐ 学びあいのコミュニティを形成



下位学年 上位学年



2学年で1つのまとまり

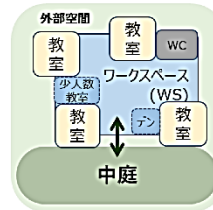
2クラス × 2学年

- ・各学年 2クラスのつながりの場
- ・上位学年と下位学年の触れ合い (教える・教わる)

2. 教室・ワークスペース・外部空間を 一体の学び空間として有効活用

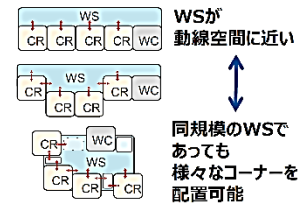
- ・配置の工夫で、多様な学び空間を構成
- ・変化に富んだ空間が、使い方を想起させる

教室ユニットのイメージ



配置比較

CR(教室)とWS(ワークスペース)



3. 学年や教科を超えた学び、学習への集中と授業からの解放、 様々な学習を支える多機能交流空間「ワークスペース」

- ・普通教室のほかに、居場所を作る
- ・先生と子供たちが、教え・学び・過ごし方を柔軟に創造する場

【少人数教室】

- ・少人数で活用できるフリースペース
- ・グループワーク、発表、遊び場...

【だんだんひろば】

- ・上下階をつなぐ大階段
- ・上位・下位学年をつなぐ交流空間
- ・発表や共創の場



(所 見)

米山総合支所をはじめとする公共施設（7施設）の築年数は平均45年が経過している。総合支所、小学校、公民館、児童館は老朽化が激しいため、複合施設として一体的に整備する基本計画が示され、調査した。

複合施設のコンセプトは「公共施設の集約による複合化メリットを最大化する安全安心で持続可能な多世代交流拠点」としており、本市においては初めての事業といっても過言ではない、ゆえに、この実現のためにはクリアすべき課題が多岐に及ぶものと考えられる。

管理体制の明確化、セキュリティ対策、コミュニティー（公民館事業含む）やスポーツクラブと学校が共に利用する（体育館等）「共創ゾーン」の時間配分及び調整、災害発生時の対応マニュアル、施設維持管理費の所管配分など、各利用団体等と、今後も継続して綿密に協議するよう望むものである。

「建設するまで」、よりも「建設してから」の将来像を見据えた運営・運用に重点を置き、先進地事例となるような複合施設を目指していただきたい。また、この施設については継続しての進捗状況調査をするとともに、空き施設となる旧学校施設の利活用についても調査検討の必要性がある。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和5年3月3日(金) 午後4時2分～午後4時34分
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：
　　<総務部>
　　米山地区公共施設複合化整備事業の概要について
4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
　　委員 鈴木 実、首藤忠則、伊藤 栄、岩淵正宏、氏家英人

　　(総務部) 部長 平山法之、理事兼政策推進監 小野寺憲司、
　　次長兼市長公室長兼生活経済支援推進本部事務局長 櫻 節郎、
　　参事兼総務課長 新田公和、
　　総務課公共施設利活用専門監 福泉 淳、課長補佐 星名輝紀

　　(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■米山地区公共施設複合化整備事業の概要について

(概要)

これまでの調査において、概算事業費は精査中とされていたが、この度、契約業者から示されたとのことから、内容について調査したもの。

1. 工事費

- ・ 建築、外構工事 5,465,221 千円
- ・ 解体工事 233,013 千円
- ・ 工事監理業務 92,166 千円
- 計 5,790,400 千円

【財源内訳】(令和4年度ベース)

国庫支出金 534,054 千円、県支出金 34,428 千円、
地方債 4,980,800 千円、一般財源 241,118 千円

【工事費内訳】

No.	施設エリア/工事名	面積 (㎡)	金額 (千円)
A	建築工事		
1	小学校校舎	2,000	880,000
2	アリーナ	1,000	638,000
3	ミックスゾーン(音楽スタジオ、アートスタジオ、メディアラウンジ等)、市民ゾーン(公民館、支所等)児童活動センターなど	5,300	2,798,400
4	プール、付属棟、セキュリティ工事		353,100
5	基礎・杭工事		385,000
建築工事		8,300	5,054,500
B	外構工事		
外構工事(校庭整備、フェンスなど)			410,721
C	解体工事		
解体工事(支所、公民館など)			233,013
建築工事費			5,698,234
D	工事管理業務		
工事管理業務			92,166
全体工事費(税込)			5,790,400

2. 工事期間

令和6年度～令和7年度

(所 見)

令和4年4月に示された米山地区公共施設複合化整備事業費は、概算で約44億5千万円であった。それが、1年後の3月には約58億円とおよそ3割強の提示である。

東日本大震災後は、特に原材料の高騰で建設資材全般が高止まりの傾向である。さらに、終息が見えないロシアによるウクライナ侵攻により、エネルギー価格をはじめ生産資材、食料品など諸物価が高騰最中の事業である。

今回の複合施設建設事業における主たる財源は合併特例債で、国庫支出金が約5億円、地方債は約50億円、一般財源は2億5千万円などであるが、事業費抑制の努力は継続して行われたい。

また、先行き不透明な経済状況のもと、事業費だけで論ずることなく、本則は公共施設再編と小学校の統合という米山地域拠点整備であることを踏まえ、注視していきたい。

○今期委員会のふりかえり

当委員会では、年間活動計画（ロードマップ）として、令和3年度には「上下水道事業」、「空き家対策」、「公有財産の利活用」、「入札・契約制度」について、そして令和4年度には「観光振興」、「公有財産の利活用」、「防災・危機管理体制」を基軸とし、所管による事務事業の調査を行ってきた。

さらに、新型コロナウイルス感染症による影響によって実施できなかった行政視察を、令和4年度に新潟県の3市を訪問し、「移住定住」、「防災」、「観光振興」について、本市の課題と照らし合わせ、それぞれの独自施策の研修を行うことができた。

しかし、今後行われるであろう公共施設建設ラッシュ等を含めたハード事業の課題が山積されていることから、現地調査を含めた委員会調査が必要である。

第4次登米市行財政改革大綱の基本理念による、効率的な行財政運営のもと、下記事項について、次期常任委員会においても調査・検討が行われるよう期待する。

《引継事項》

①大型公共施設整備事業の進捗把握

米山地区公共施設複合化整備事業をはじめ、今後、保呂羽浄水場再構築事業など、多額の事業費を要する計画が多数予定されている。

一方、現時点では将来的財政見通しが示されていない。活用が見込まれている合併特例債の発行期限は令和12年度であり、財源を含めた事業の進捗状況について継続的に調査する必要があるものと考ええる。

調査にあたっては、単に執行部から提出された資料や考え方に質疑をするだけにとどまらず、委員会として、ともに取組む姿勢で調査されたい。

②普通財産の利活用について

現在、登米市立小中学校等再編構想に基づき、学校の統廃合が進められている。跡地については普通財産に分類替えし、運用するものと考えられるが、貴重な財産を有効活用していくため、旧仙台学寮同様、あらかじめ財産運用を視野に入れた利活用の計画を立てていく必要があると考えられる。

施設の利活用は新たな財源確保につながることに加え、市の魅力を発信する機会となりうる可能性もあることから、本市普通財産の利活用について積極的な調査をされたい。

③ふるさと応援寄附金事業の推進について

本市は、令和3年度前期に放送されたNHK連続テレビ小説「おかえりモネ」の舞台となり、豊かな自然環境、林業、食文化や伝統芸能等の魅力が市内外に向けて発信された。このことに伴い、ふるさと応援寄附金の総額は令和3年度はおよそ5億5,900万円、令和4年度はおよそ4億2,000万円で、令和2年度以前と比較して大幅に増加した。

しかし、その寄付金総額のおよそ半分は事業運営費である。返礼品については、地場産品の活用等で地域経済の活性化に寄与しているものと捉えられる一方、ポータルサイト手数料や広告料などの役務費に係る業務は市外大手業者に委託しており、市内で事業のすべてを完結できていない。

アフターモネ効果が薄れた今日において、当該事業推進にはシティプロモーションが必要不可欠である。有効なシティプロモーションの手法と併せ、本市応援のためにいただいた寄附金を地域活性化に最大限活かす手法について調査されたい。

④国内並びに国際交流事業の方向性について

国内交流事業については、令和4年度、本委員会の事務事業評価における対象事業として取り上げたものの、コロナ禍により交流事業が中止になったことから、事務事業評価を見送った経緯がある。

当該事業の課題として、在京町人会役員の高齢化と担い手不足、新規入会者の減少による将来的な団体のあり方、在仙町人会のあり方、自治体規模が異なる「富山県入善町」との交流を通じた効果の検証、新たな自治体間交流の可能性調査などがあげられている。

また、国際交流事業においても、日本語講座開設の意義、青少年国際交流事業における交流国の選定などについて工夫が必要であると捉えている。

現状の各交流事業による成果は十分とは言い難く、合併20周年の節目を迎える今が見直し好機であると捉えていることから、今後の方向性について継続的に調査されたい。

⑤地域おこし協力隊の起業、定住に向けた事業の構築について

本市における地域おこし協力隊の活動は、最長3年間の任期満了後、本市への定住につながる内容になっているのか疑問である。

行政で行うには困難、または民間で担うべき地域活性化やシティプロモーションに有効と思われる事業について、隊員が取り組みやすい仕組みを構築し、隊員の起業及び定住を視野に入れ、任用の目的を明確にした上で、より柔軟な活動ができるようサポートする体制について調査されたい。